

特定労務管理対象機関の指定について

令和4年11月23日

北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

C-1水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

必要書類を揃えて都道府県へC-1水準（プログラム／カリキュラム別）の指定申請

特に、各プログラム／カリキュラムの「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の記載」が明示されている資料を添付（※）

※ 医政局医事課医師臨床研修推進室または各学会が求める、各医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の明示方法に沿って作成した資料で代用することも可能。

C-1水準指定申請受付

地域医療対策協議会における議論 ⇒ C-1水準指定の妥当性を判断

C-1水準を医療機関へ適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があり、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認する。

※ C-1水準の指定が申請されていない場合であっても、都道府県独自の調査等に基づき、地域医療対策協議会におけるC-1水準指定に関する議論を行うことは可能。また、議論のために地域医療対策協議会を複数回開催することも可能。

議論の結果を反映

医療審議会における議論 ⇒ C-1水準の指定を判断

C-1水準を医療機関へ適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全般としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて議論を行う。その際、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。

C-1水準指定結果通知

- 臨床研修においては、基幹型臨床研修病院の年次報告の締切が毎年4月30日である。「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」については、令和5年4月30日を締切とする年次報告から記載事項とする予定である。年次報告は研修プログラムとともに病院ホームページに公表される。
- 専門研修においては、基幹施設がプログラム／カリキュラムを作成し、基本領域学会の一次審査、日本専門医機構の二次審査を経て、例年秋頃に認定され、その後専攻医の募集が開始される。

都道府県

臨床研修プログラムにおける時間外・休日労働想定最大時間数の記載方法

第1回 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（令和3年9月24日）資料2 一部改変

例：X病院を基幹型臨床研修病院としたX病院〇〇臨床研修プログラムの場合

X病院〇〇臨床研修プログラム	病院名 (基幹・協力)	所在地 (都道府県)	時間外・休日労働 (年単位換算) 想定最大時間数	おおよその 当直・日直回数 *宿日直許可が取れている 場合はその旨記載	参考
	X病院(基幹)	東京都	1600時間	月1・2回 宿日直許可なし	時間外・休日労働(年単位換算) 前年度実績
	イ病院(協力)	東京都	900時間	月1～3回 宿日直許可あり	約1700時間 対象となる臨床研修医 35名 (2021年度)
	ロ病院(協力)	東京都	1500時間	夜間の勤務が週1回(救急科研修を目的としているため)	約860時間 対象となる臨床研修医 5名 うち1名は3ヶ月の研修休止あり (2021年度)
	ハ病院(協力)	山口県	100時間	臨床研修医の当直・日直なし	約1580時間 対象となる臨床研修医 2名 (2021年度)
	ニ病院(協力)	富山県	1600時間	月1回 〇〇科と△△科のみ宿日直許可あり	臨床研修医の受入がないため 実績値なし
					約1800時間 対象となる臨床研修医 2名 (2021年度)

※ 医師の働き方改革の推進に関する検討会において、毎年の研修医募集において、研修プログラム内の他の医療機関での労働時間も含め、募集前年度実績と想定時間外・休日労働時間数、当直・日直のおおよその回数と宿日直許可の有無を記載することとしている。

例：X病院を基幹施設としたX病院〇〇専門研修プログラムの場合

X病院〇〇専門研修プログラム	病院名 (基幹・連携)	所在地 (都道府県)	時間外・休日労働 (年単位換算) 想定最大時間数	おおよその 当直・日直回数 *宿日直許可が取れている 場合はその旨記載	参考
					時間外・休日労働(年単位換算) 前年度実績
	X病院(基幹)	東京都	1600時間	月1・2回 宿日直許可なし	約1700時間 対象となる専攻医 35名 (2021年度)
	イ病院(連携)	東京都	900時間	月1～3回 宿日直許可あり	約860時間 対象となる専攻医 5名 うち1名は3ヶ月の研修休止あり (2021年度)
	ロ病院(連携)	東京都	1500時間	夜間の勤務が週1回 (集中治療室での勤務)	約1580時間 対象となる専攻医 2名 (2021年度)
	ハ病院(連携)	山口県	100時間	専攻医の当直・日直なし	専攻医の受入がないため 実績値なし
	ニ病院(連携)	富山県	1600時間	週1回 宿日直許可なし	約1800時間 対象となる専攻医 2名 (2021年度)

※ 医師の働き方改革の推進に関する検討会において、毎年の専攻医募集において、研修プログラム内の他の医療機関での労働時間も含め、募集前年度実績と想定時間外・休日労働時間数、当直・日直のおおよその回数と宿日直許可の有無を記載することとしている。

C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

審査組織へ各分野別医療機関申請書及び技能研修計画を医療機関がとりまとめて申請し、審査受審

審査結果を受領

必要書類を揃えて都道府県へC-2水準（分野別）の指定申請（※）

特に、審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画（匿名化）、並びに審査組織による審査結果の通知書を添付

※申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合でも申請が可能

C-2水準指定申請受付

医療審議会における議論 ⇒ C-2水準の指定を判断

C-2水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を医療審議会において確認する。

C-2水準指定結果通知

○ 申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合であっても、令和6年度以降に、その該当医師（C-2水準の技能研修計画の審査を受けた医師）が存在するようになった場合は、当該医療機関にC-2水準の業務が実在することになるため、その時点で当該医師の技能研修計画（匿名化）を都道府県に届け出るよう周知することが求められる。

都道府県

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方

令和3年9月15日 第15回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料1

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

具体的には

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

かつ

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために
必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により
新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術
(先進医療を含む)

または

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、
個々の医師が独立して実施可能なレベルまで
修得・維持しておく必要があるが、基本領域の
専門医取得段階ではそのレベルまで到達する
ことが困難な技能

かつ

3

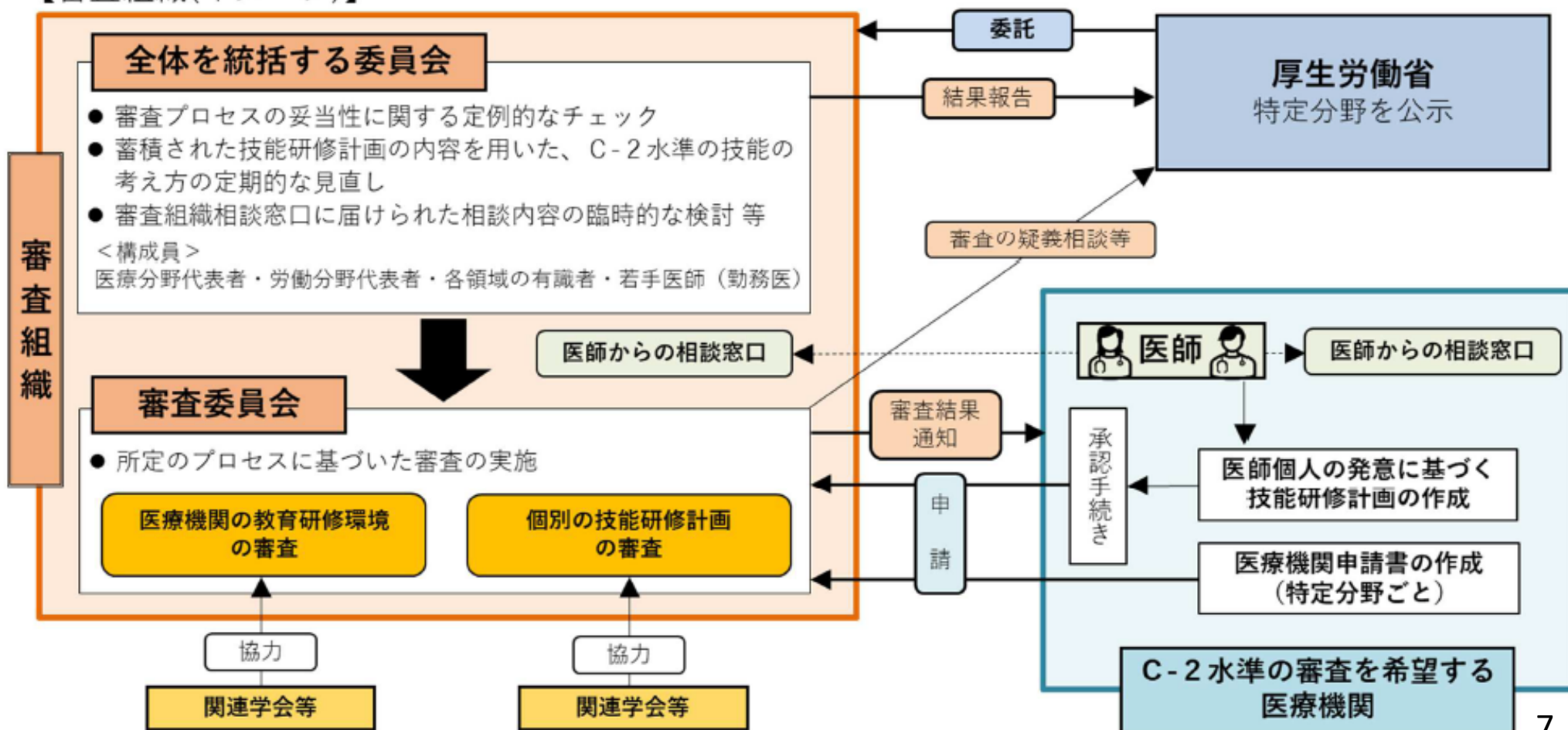
「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

- 審査組織については、C-2水準の審査業務に相当の専門性が必要になると想定されることから、関連学会等に協力を得る必要があるが、具体的な組織の運営方法については、以下のように、厚生労働省からの委託の形とし、各領域の関連学会等から審査への参加や技術的助言を得ることとする。
- 技能研修計画は、審査組織で審査を行うこととし、研修予定の具体的な技能の名称のみで審査が行われるのではなく、その計画内容を含めて審査が行われるものとする（個人の記載する当該技能の修得のために予定する症例数及びその他の業務と、設備や指導医といった医療機関の教育研修環境を総合して、技能研修計画は審査される）。

【審査組織(イメージ)】



C-2 水準に関する国のホームページ「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」

The screenshot shows the homepage for 'C-2 水準に関する国のホームページ「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」'. It features a top navigation bar with '医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ' and 'トップ' (Home) and 'お問い合わせ' (Contact Us) links. The main content area is divided into several sections:

- 医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ**: A header section with an illustration of five healthcare professionals and a text box explaining the C-2 level review process.
- C-2水準を知る**: A section with four cards providing key information:
 - 医師の働き方改革の制度について**: Information about the C-2 level review system.
 - C-2水準が適用される医師とC-2水準の対象となる医療機関について**: Information about which doctors and medical institutions are eligible for the C-2 level.
 - C-2水準に関する各種申請方法について**: Information about various application methods.
 - C-2水準に関する審査について**: Information about the review process.
- C-2水準を申請する**: A section with a button to apply for the C-2 level and a text box explaining the application process.

医療機関及びC-2水準の適用を希望する医師に対して、審査に必要な情報を掲載

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

< 医師の働き方改革における C-2 水準関連審査オンライン説明会 >

【開催日】 11/18 (金)、11/21 (月)、11/22 (火)、11/24 (木)、11/29 (火)、11/30 (水)、12/1 (木)

【開催時間】 ※各日共通 医療機関向け、医師向けで内容が一部異なるため、医療機関の労務管理部門の方が医師向けの

・医療機関向け：10:00～11:00 回にご参加されても構いませんし、医師が医療機関向け説明会にご参加されても構いません。

・医師向け：17:30～18:30

【Zoom URL】 ※各回共通

・ <https://us02web.zoom.us/j/84838369572> ・ ミーティングID: 848 3836 9572 ・ パスコード: 2KqMU9

【参加方法】 ・ 申込みは不要です。上記URLよりご参加ください。

・ 参加費は無料ですが、各回500名の人数制限がございますのでご了承ください。

【説明会プログラム】

① C-2 水準関連審査の概要説明：医師の働き方改革の制度概要と、C-2水準の制度詳、及びC-2水準関連審査の申請方法について、動画を用いて解説します。

※医師向けの回では、技能研修計画の申請方法についてのみを解説します。

医療機関向けの回では、医療機関申請書の申請方法と技能研修計画の医療機関における承認手続の方法を解説します。

② 質疑：厚生労働省担当者が直接質疑に応じます。

特定労務管理対象機関の指定要件

1. 特定地域医療提供機関（B水準）

	要件	根拠法令等
1	次のいずれかに該当すること	
	(1) 救急医療を提供する医療機関であって次のいずれかに該当 ア 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている イ 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられ、かつ次の要件を満たすもの (ア) 年間の救急車受入件数が1,000件以上または診療時間外、休日、夜間に入院となった患者数が年間500人以上 (イ) 医療計画における5疾病の治療または予防に係る事業並びに5事業の確保について重要な役割を担う医療機関	新医療法(※1)第113条第1項第1号 令和4年厚生労働省告示第9号
	(2) 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関 [具体的な要件は今後お示しします]	新医療法第113条第1項第2号
	(3) 地域において他の医療機関では提供することが困難な医療の提供など地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関 [具体的な要件は今後お示しします]	新医療法第113条第1項第3号
2	次に掲げる業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること (1) 救急医療：救急医療の提供に係る業務 (2) 居宅等における医療：居宅等における医療の提供に係る業務 (3) 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療：当該医療の確保のために必要な機能に係る業務	新医療法第113条第1項 新規則(※2)第80条第1項
3	労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである (2) 次に掲げる事項が全て記載されている ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	新医療法第113条第3項第1号 新規則第82条第1項
4	法令に基づく面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	新医療法第113条第3項第2号
5	新令で定める労働に関する法律(※4)の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって送致等の日から1年を経過していないものがないこと	新医療法第113条第3項第3号 新令(※3)附則第14条 新規則第82条第2項

(※1) 新医療法：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の医療法をいう。

(※2) 新規則：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第2条の規定による改正後の医療法施行規則をいう。

(※3) 新令：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第1条の規定による改正後の医療法施行令をいう。 [(※4)は次ページ]

特定労務管理対象機関の指定要件

2. 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

	要件	根拠法令等
1	他の医療機関に医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによって、派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関であること	新医療法第118条第1項
2	医師の派遣は、当該医療機関の管理者の指示により行われるものその他の医療機関の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであって、当該派遣を行うことによって派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること	新規則第87条
3	労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである (2) 次に掲げる事項が全て記載されている ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	新医療法第118条第2項 新規則第89条第1項
4	法令に基づく面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	新医療法第118条第2項
5	新令で定める労働に関する法律の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって送致等の日から1年を経過していないものがないこと	新医療法第118条第2項 新令附則第14条 新規則第89条第2項

(※4) 新令で定める労働に関する法律：労働基準法（第24条（賃金の支払）、第32条（労働時間）、第34条（休憩）、第35条第1項（休日）、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）（時間外及び休日の労働）、第37条第1項及び第4項（時間外、休日及び深夜の割増賃金）、第141条第3項（時間外及び休日の労働））、最低賃金法（第4条第1項（最低賃金））

特定労務管理対象機関の指定要件

3. 技能向上集中研修機関（C－1水準）

	要 件	根拠法令等
1	臨床研修病院または専門研修を行う医療機関であって、臨床研修医または専門研修を受ける医師をやむを得ず長時間従事させる必要があること	新医療法第119条第1項
2	<p>(1) 臨床研修病院にあっては、臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること</p> <p>(2) 専門研修を行う医療機関にあっては、専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること</p>	新規則第94条
3	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである</p> <p>(2) 次に掲げる事項が全て記載されている</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p> <p>(3) 臨床研修または専門研修を効率的に行うための取組に関する事項</p>	新医療法第119条第2項 新規則第96条第1項
4	法令に基づく面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	新医療法第119条第2項
5	新令で定める労働に関する法律の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって送致等の日から1年を経過していないものがないこと	新医療法第119条第2項 新令附則第14条 新規則第96条第2項

特定労務管理対象機関の指定要件

4. 特定高度技能研修機関（C－2水準）

	要 件	根拠法令等
1	特定分野（専門研修における19基本領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野）における高度な技能を有する医師を育成するために当該技能の修得のための研修を行う医療機関であって、当該研修を受ける医師（技能研修計画が作成された者であって、当該技能を修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者）をやむを得ず長時間従事させる必要があること	新医療法第120条第1項
2	当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であって、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること。 （1）計画期間 （2）研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項 （3）当該技能の内容に関する事項 （4）上記のほか、当該技能の修得に関する事項	新規則第101条第1項
3	医師を長時間従事させる必要がある業務は、高度な技能を修得するための研修に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること	新規則第101条第4項
4	労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること （1）当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである （2）次に掲げる事項が全て記載されている ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	新医療法第120条第2項 新規則第103条第1項
5	法令に基づく面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	新医療法第120条第2項
6	新令で定める労働に関する法律の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって送致等の日から1年を経過していないものがないこと	新医療法第120条第2項 新令附則第14条 新規則第103条第2項

特定労務管理対象機関の指定申請（申請書）

医療機関が指定を希望する水準の申請書を都道府県に提出

様式例 1（特定地域医療提供機関（B水準）指定申請）

令和 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○ 殿

○○病院長 ○○ ○○

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定により、別紙のとおり申請する。

国の様式例を参照し、北海道の指定申請書を別途決定します。

1. 開設者

住所（法人であるときは主たる事務所の所在地）	ふりがな
氏名（法人であるときはその名称）	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

- 第1号 救急医療
- 第2号 居宅等における医療
- 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

4. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類
- ③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

特定労務管理対象機関の指定申請（添付書類）

B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療機関であることを証明する書類 ● がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類</div>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 派遣先医療機関からの辞令（匿名化） ● 医師に対する副業・兼業許可書 <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類</div>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修プログラム ● 専門研修プログラム <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類</div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 審査組織による審査結果の通知書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類</div>
医師労働時間短縮計画（案）			
共通書類	面接指導並びに休息时间確保体制が整備されていることを証する書類		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類</div>		
	労働法制にかかる違反、その他の措置がないことを証する書類		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類</div>		
評価センターによる評価結果の通知書			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類</div>			

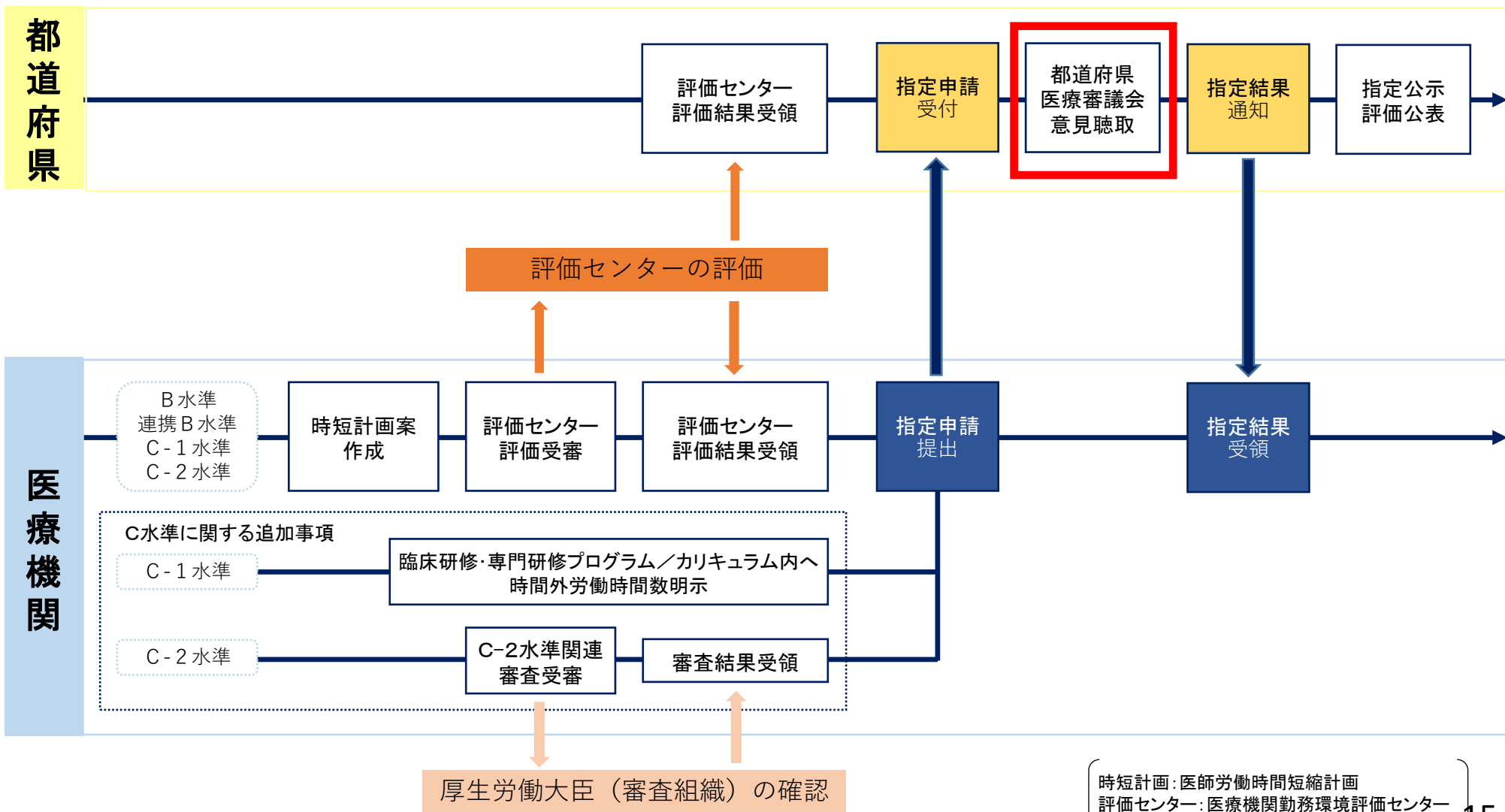
特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関



時短計画: 医師労働時間短縮計画
評価センター: 医療機関勤務環境評価センター

都道府県医療審議会における意見聴取

医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日）抜粋

都道府県医療審議会の意見聴取

（B・連携B水準）

B水準を適用することが**地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること**及び地域の医療提供体制全体としても**医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと**について、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、**地域医療構想との整合性を確認することが適当**である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、**地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当**である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

（C-1水準）

C-1水準を適用することにより、**地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性がある**ことから、**地域の医療提供体制への影響を確認することが適当**であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

（C-2水準）

C-2水準を適用することにより、**地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性がある**ことから、**地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当**であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。

医療法第百十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
- 二 居宅等における医療
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

2～4 略

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たっては、**あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない**。

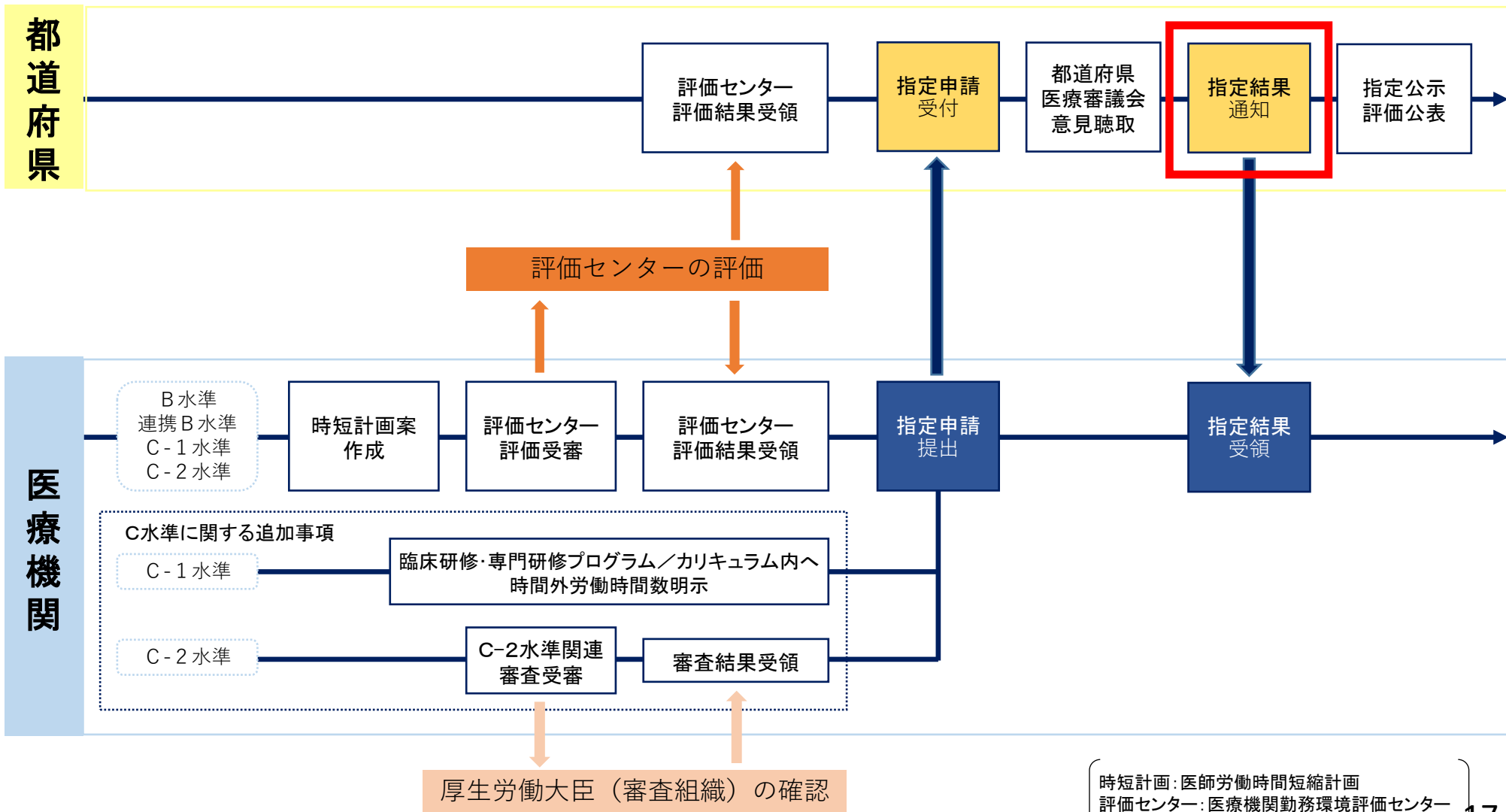
特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関



時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

特定労務管理対象機関の指定

都道府県が特定労務管理対象機関として指定した旨を医療機関に通知

様式例5（特定労務管理対象機関指定通知書）

令和 年 月 日

〇〇病院 〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

〇〇機関の指定について

〇年〇月〇日付け第〇号にて申請のあった件について、貴院を〇〇〇〇機関として指定することとしたので通知する。

なお、当該指定については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第115条（第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項）の規定に基づき、その効力を3年間とする。

指定有効期間：令和6年4月1日より3年間

国の様式例を参照し、北海道の指定通知書を別途決定します。

指定期間は3年間となります。

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

都道府県が行う指定の公示イメージ

- 改正医療法において、都道府県知事が、特定労務管理対象機関（B・連携B・C水準の医療機関）の指定を行った場合は、その旨を公示することを定めている。
- 指定の公示については、以下のように整理する。
 - （１）指定内容が具体的に分かるように、指定種別（B、連携B、C-1、C-2の別）・指定事由、指定年月日、指定期限を公表事項とする。
 - （２）指定の公示は、指定の都度、都道府県のホームページ等で行うこととする。

指定の種類（指定医療機関数）	
特定地域医療提供機関（２）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携型特定地域医療提供機関（１）	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関
技能向上集中研修機関（１）	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関
特定高度技能研修機関（１）	一定の期間集中的に長時間労働し特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の指定（指定期間：３年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
X病院（所在地）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和〇年〇月〇日
Y病院（所在地）	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和〇年〇月〇日
Z病院（所在地）	特定地域医療提供機関	居宅等における医療	令和〇年〇月〇日

○技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の指定（指定期間：３年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
P病院（所在地）	技能向上集中研修機関	〇〇研修プログラム	令和〇年〇月〇日
Q病院（所在地）	特定高度技能研修機関	△△分野	令和〇年〇月〇日

都道府県が行う評価結果の公表イメージ

都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
	指定の種類	指定事由	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
X病院 （所在地）	特定地域 医療提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮も進んでいる。 ※労働時間短縮に寄与したと考えられる取組等について記載	
	連携型特定地域 医療提供機関 （連携B水準）	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	都道府県においては、労働時間のより一層の短縮のため〇〇について支援を行うこととする。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載
Y病院 （所在地）	特定地域 医療提供機関 （B水準）	居宅 等における 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	都道府県においては、労働時間の短縮のため勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行うこととする。
	連携型特定地域 医療提供機関 （連携B水準）	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを訪問調査により確認した。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	医療機関により〇〇の取組が行われることを確認しており、都道府県としても必要な支援を行う。 ※労働時間短縮に向けて慰労機関が行う取組を記載
Z病院 （所在地）	特定地域 医療提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを訪問調査により確認したが、見直しの必要がある。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	勤務環境改善支援センターによる支援の結果、労働時間の短縮に向けた取組の見直しが行われた。勤務環境改善支援センターを通じて引き続き支援を行っていく。

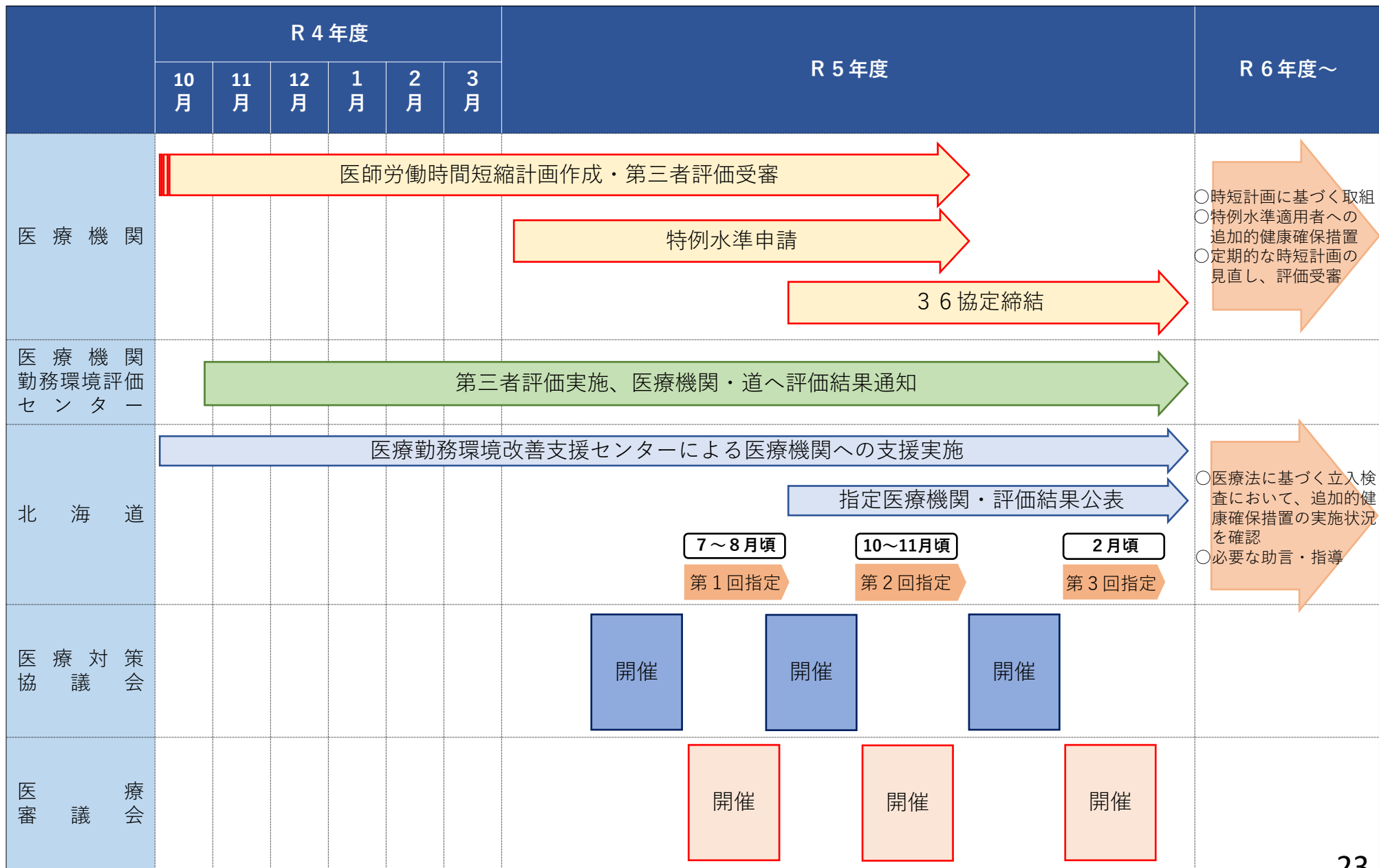
都道府県が行う評価結果の公表イメージ

都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

○技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種類		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
	指定の種類	研修内容	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
P 病院 （所在地）	技能向上集中研修機関 （C-1水準）	○○研修プログラム	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。研修の効率化に向けた取組として○○が行われている。研修の効率化に向けた今後の取組について、都道府県による支援を講じられたい。 ※研修の効率化のための取組について記載	都道府県においては、勤務環境改善支援センターを通じて、必要に応じた支援を行ってまいりたい。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載
		○○研修プログラム	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。研修の効率化に向けた取組として○○が十分になされている。研修の効率化に向けた今後の取組について、都道府県による支援を講じられたい。 ※研修の効率化のための取組について記載	都道府県においては、勤務環境改善支援センターを通じて、必要に応じた支援を行ってまいりたい。
	特定高度技能研修機関 （C-2水準）	○○分野	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として○○が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	都道府県においては、労働時間の短縮のため勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行うこととする。
Q 病院 （所在地）	特定高度技能研修機関 （C-2水準）	○○分野	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として○○が行われていることを訪問調査により確認したが、見直しの必要がある。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。※労働時間短縮のための取組について記載	勤務環境改善支援センターによる支援の結果、労働時間の短縮に向けた取組の見直しが行われた。勤務環境改善支援センターを通じて引き続き支援を行っていく。

特定労務管理対象機関の令和6年4月指定に向けたスケジュール《現時点での想定》



医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日）抜粋

- 第1 医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策における措置を要する事項
- 2 追加的健康確保措置の義務化及び履行確保に係る枠組み
 - (2) 履行確保の枠組み
 - 医事法制・医療政策における義務等であることから、都道府県が追加的健康確保措置の実施を確認することとなるが、その際、医療法第25条第1項に規定する立入検査の中で確認することとする。

医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年1月19日 厚生労働省告示第7号）抜粋

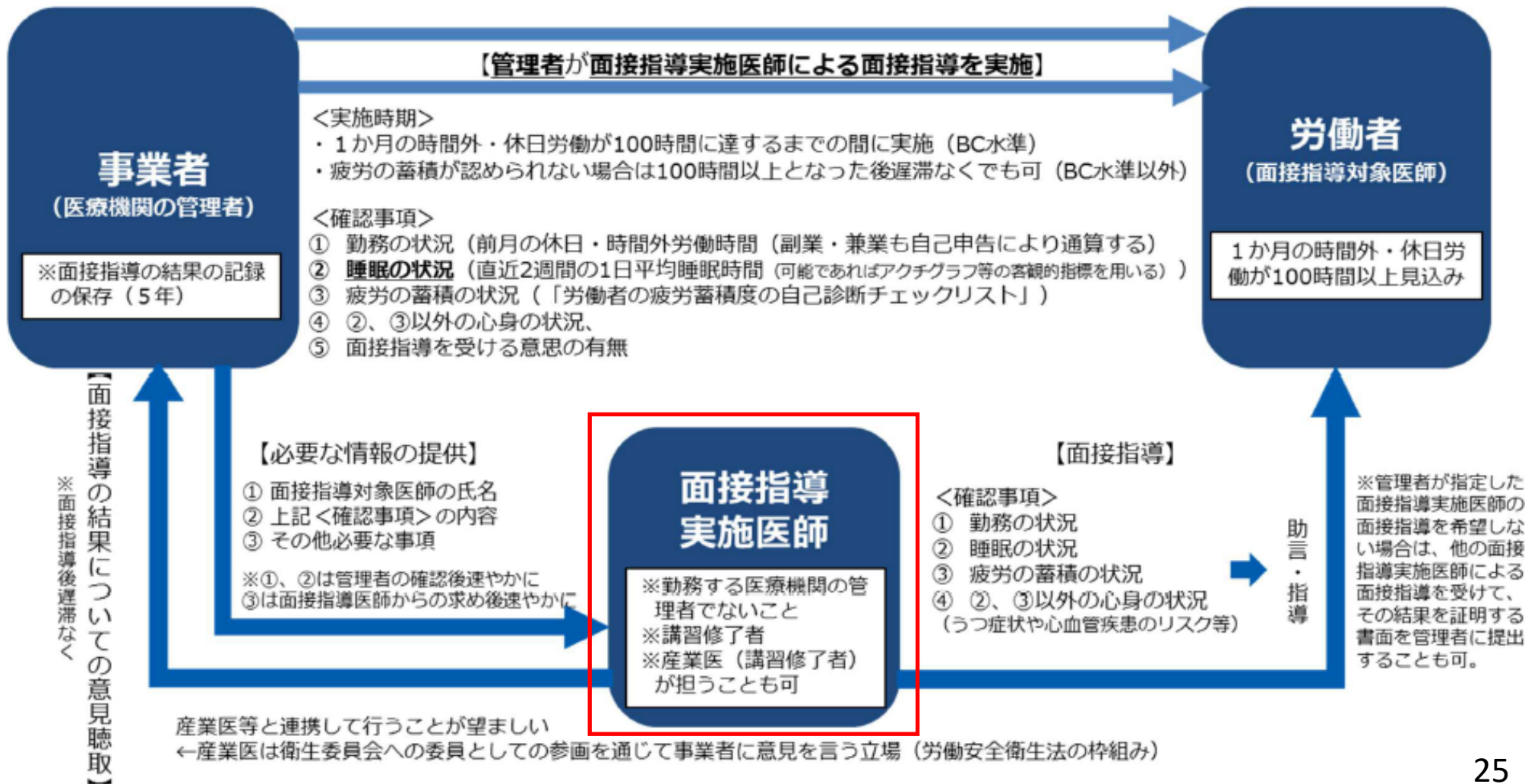
- 第3 各関係者が取り組むべき推奨事項等
- 1 国及び都道府県に求められる事項
 - (3) 国及び都道府県に求められる各都道府県における地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の運用に関する事項
- ハ 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、面接指導（新医療法第108条第1項の面接指導をいう。3の(3)のイにおいて同じ。）、同条第5項及び第6項の規定による措置並びに新医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保（以下「追加的健康確保措置」と総称する。）の履行確保のため、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。

追加的健康確保措置（面接指導）

1か月の時間外・休日労働が**100時間以上**となることが見込まれる医師が面接指導の対象となります。

【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のために必要な措置を講じなければならない。



面接指導実施医師養成講習会（オンライン）

講習会は令和4年11月中の開講を予定しております。無料の講習会であり、医師であれば受講可能です。

【講習会カリキュラム】

1. 総論・法制論
労働基準法・労働安全衛生法・医療法の概要、面接指導を行う上での留意点等
2. 健康管理
長時間労働の医師の現状、過重労働が健康に与える影響、慢性睡眠不足の影響等
3. 追加的健康確保措置
追加的健康確保措置の概要、面接結果の実践的活用等
4. 面接指導の実際（ロールプレイ動画）
5. 意見書作成と環境調整
意見書作成の実際、職場環境調整への意見等

【オンライン講習会の流れ】



※当該オンライン講習会を受講することで、面接指導実施医師の修了証が発行されるが、より効果的な面接指導の実施方法を習得していただくため、令和5年度以降、オンライン講習会受講修了者のうち、希望者に対して、長時間労働医師に対する面接指導に関するロールプレイ研修を開催することを予定しています。

特定労務管理対象機関の指定（Q & A）

○ 令和4年度第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 Q & A 〈2022年7月29日時点版〉（抜粋）

No.	区分	照会内容	回答内容
6	地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準	一度連携B水準で申請し、都道府県より指定を受けた後、医療機関の判断で、2024年度からA水準相当の時間外・休日労働で対応が可能となり、指定の取消しを希望する場合、指定取消しの手続きはどのように行えばよいでしょうか。	特例水準の指定取消しについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）第3条による改正後の医療法第117条の規定に該当する場合に行われます。当該指定取消しを行うに当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととされています。
8	地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準	研修プログラム自体は960時間以内におさまっているが、それ以外の業務（例えば、病院で労働時間として扱うプログラム以外の研修や希望して入る診療応援など）を合わせると960時間を超える場合は、C-1水準の指定申請をするのでしょうか。B水準でしょうか。	臨床研修医については、実際に従事することとなる業務が960時間を超える必要がある場合には、より強い健康確保措置を適用する必要性を踏まえ、B水準の適用は認められず、C-1水準を適用する必要がありますので、C-1水準の指定申請を行ってください。なお、研修専念義務の観点から、臨床研修医が従事する業務は全て臨床研修プログラムの一環として整理されるべきものであり、その趣旨に沿った運用が必要です（具体的には、臨床研修プログラムに明示する想定時間外・休日労働時間数は、実際に臨床研修医が従事することとなる時間数と乖離しないよう適切に記入することが求められます。）。 専攻医については、B水準・C-1水準のいずれも適用されることが観念されますので、長時間労働が必要となる業務の性質に照らし、適切な水準での指定申請を行ってください。
9	地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準	特例水準の各水準に応じた提出必要書類について、内容を証する書類に関しては、誰が証することになりますか。例えば、労働法制にかかる違反がないことは、誰が証するのでしょうか。	労働法制に係る違反がないことは、該当がない旨を誓約書等で都道府県に申告していただくことから医療機関自身により内容を証するものです。都道府県において、申告された内容を確認してください。なお、労働法制に係る違反の具体的な内容は、本年1月19日公布の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和4年厚生労働省令第7号）第2条による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第82条第2項に規定されており、労働基準法等に違反する行為であって、刑事訴訟法に基づく送致等が行われ、その旨の公表が行われたものが該当します。他の書類（面接指導並びに休息时间確保体制が整備されていることを証する書類）についても、医療機関自身により内容を証するものです。

特定労務管理対象機関の指定（Q & A）

○ 令和4年度第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議 Q & A 〈2022年7月29日時点版〉（抜粋）

No.	区分	照会内容	回答内容
11	地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準	B水準指定申請書の添付書類のうち、「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療があることを証する書類」は、その理由書のようなイメージでしょうか。	都道府県が指定を行うにあたって判断可能とされる書類であれば問題ありません。
29	評価センター	連携B水準の認定を受ける際に診療科を限定した場合、都道府県知事による水準指定前であれば、他の診療科を後で追加することは可能なのでしょうか。可能な場合は、その際の具体的な手続きも教えてほしいです。	診療科を限定して評価センターに評価申請を行った後に、他の診療科を追加できるかという御質問であれば、一般には、評価結果が出る前であれば、追加は可能と考えます。個別の状況に応じて評価センターに相談いただくこととなりますが、追加する診療科に関する評価に必要な情報（時短計画の案の内容等）を評価センターへ追加で提出してください。 また、診療科を限定して都道府県知事による連携B対象医療機関の指定が行われた後に、他の診療科を追加できるか、という御質問であれば、一般には、改正後医療法第118条第2項により準用される同法第116条第1項の規定に基づき、「変更」の手続きを経て追加することが可能です。

特定労務管理対象機関の指定（Q & A）

○ 医師の働き方改革制度への照会と回答内容（令和3年度）〈2022年4月28日時点版〉（抜粋）

No.	区分	照会内容	回答内容
1	① A水準	A水準となった病院が、月100時間をしばしば超えても、その都度「健康確保措置」を実施すれば、かつ、年960時間以下ならA水準として認められるのでしょうか。	年960時間以下であればA水準として認められます。
2	②地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準	C-1についてですが、こちらは基幹型臨床研修病院及び専門研修プログラム基幹施設のみが時短計画を作成の上、指定を受けるということでしょうか。	<p>基幹型臨床研修病院・基幹施設および協力型臨床研修病院・連携施設の各医療機関において、時間外・休日労働が年換算960時間を超える場合には、医療機関ごとに医療機関勤務環境評価センターの評価を受けると共に、都道府県により特例水準対象医療機関として指定される必要があります。なお、都道府県へのC-1水準の指定申請に係る事務手続きは、基幹型臨床研修病院・基幹施設が代行することも可能です。</p> <p>〈令和3年第1回臨床研修部会資料2 P8-11参照〉 https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000835259.pdf</p>
11	②地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準	B・C水準指定の要件となる実績（救急搬送件数や臨床研修病院）は、2024年4月1日から指定を受ける場合、申請時点から見て、どの時点の実績で基準を満たしているかどうか判断することになるのでしょうか。（例えば、2023年9月に申請する場合、いつの時点の救急件数を見てB水準の要件を満たしているかと判断するのでしょうか。）	実績期間について、省令上明確な定めはありませんが、B水準の指定を受ける医療機関の多くは、例えば診療報酬（地域医療体制確保加算）の施設基準を取得するにあたり前年1月～12月の実績を把握されていると思いますので、期間を判断する1つの目安になると思われます。なお、地域医療体制の見直し、医療機能の変更等により前年1月～12月のデータで判断することが明らかに不適当と考えられる場合は、直近1年間などの対応が考えられます。
23	③追加的健康確保措置	連携B・B・C-1・C-2水準では、インターバルの確保が義務となると思うのですが、もし各水準に指定された医師が、時間外・休日労働があまり発生せず、指定を受けているが、結果としてA水準内に収まりそうな業務となった場合には、義務とすべきなのでしょうか。	連携B・B・C-1・C-2水準が適用されている医師については、結果的にA水準相当の時間外・休日となる（なった）か否かにかかわらず、連続勤務時間制限等の義務がかかることとなります。